昭和三十七年法律第八十八号

財政上の特別措置等に関する法律 辺地に係る公共的施設の総合整備のための

(目的)

第一条 この法律は、辺地を包括する市町村につ 他の地域との間における住民の生活文化水準の 著しい格差の是正を図ることを目的とする。 必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその 総合的、かつ、計画的な整備を促進するために いて、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の (定義) 6

2 この法律において「公共的施設」とは、次に 第二条 この法律において「辺地」とは、交通条 ける住民の生活文化水準の著しい格差の是正を 掲げる施設で、辺地とその他の地域との間にお に該当しているものをいう。 で、住民の数その他について政令で定める要件 著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域 ず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が 件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれ 7

電灯用電気供給施設

図るため最低限度必要なものをいう。

道路及び渡船施設

学を容易にするための自動車、渡船施設又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は

飲用水供給施設

前各号に掲げるもののほか、政令で定める

(総合整備計画の策定等)

第三条 この法律によつて公共的施設の整備をし 画」という。)を定めることができる。 備に関する財政上の計画(以下「総合整備計 を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整 ようとする市町村は、当該市町村の議会の議決

総合整備計画においては、次に掲げる事項に いて定めるものとする。

整備しようとする公共的施設

整備の方法

整備に要する経費とその財源内訳

3 う努めるものとする。 事項のほか、次に掲げる事項について定めるよ 総合整備計画においては、前項各号に掲げる

その他総務省令で定める事項 整備を必要とする辺地の事情

> 4 係る部分について都道府県知事と協議しなけれ きは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に 市町村は、総合整備計画を定めようとすると

5 務大臣にこれを提出しなければならない。 市町村は、総合整備計画を定めたときは、

る措置の計画 (以下「都道府県計画」という。) 都道府県が当該市町村に協力して講じようとす を定めるように努めなければならない。 総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該 都道府県知事は、前項の規定により市町村が

8 意見を総務大臣に申し出ることができる。 省各庁の長は、当該総合整備計画についてその 四号) 第二十条第二項の各省各庁の長をいう。) 省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十 画の提出があつた場合においては、直ちに、そ 変更しようとする場合について準用する。 備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を なければならない。この場合において、関係各 の旨を当該総合整備計画について関係がある各 (以下「関係各省各庁の長」という。) に通知し 総務大臣は、第五項の規定により総合整備計 前各項の規定は、第五項の規定により総合整

|第四条 総務大臣は、総合整備計画に基づく公共 的施設の整備に関し必要がある場合において する技術的助言その他の協力を求めることがで は、関係各省各庁の長に対し、当該市町村に対

(関係各省各庁の長等の協力)

2 求めることができる。 置及び経営について当該市町村に対する協力を 通じて、これらの者に対し、これらの施設の設 れている場合においては、関係各省各庁の長を 町村以外の者が経営するものに係る計画が含ま 第二項各号に掲げる施設に関する事業で当該市 総務大臣は、総合整備計画のうちに、第二条

(地方債)

第五条 第三条第五項の規定により市町村が総務 の財源とすることができる。 該当しないものについても、地方債をもつてそ 年法律第百九号)第五条各号に規定する経費に する経費については、地方財政法(昭和二十三 る公共的施設の整備につき当該市町村が必要と 大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施す

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六条 総合整備計画に基づいて実施する公共的 施設の整備につき当該市町村が必要とする経費

総 定したものに係る元利償還に要する経費は、地ことができるものを除く。)で、総務大臣が指 債を財源として設置した施設に関する事業の経の財源に充てるため起こした地方債(当該地方 き地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要 の定めるところにより、当該市町村に交付すべ 方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) 営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てる 額に算入するものとする。

(助言及び調査)

第七条 総務大臣又は都道府県知事は、公共的施 設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するた 市町村について調査を行うことができる。 を包括する市町村に対し助言し、又はそれらの めに必要があると認める場合においては、辺地 (政令への委任)

第八条 この法律の実施のための手続その他その 施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

1

三十八年度分の地方交付税から適用する。 定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和・この法律は、公布の日から施行し、次項の規

〇一号) 則 (平成一〇年六月一二日法律第一 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、 行する。 平成十一年四月一日から施

七号) 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

項及び第五項、第七十三条、第七十七条、 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 節名並びに二款及び款名を加える改正規 第 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及

百二条の規定 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 第百六十三条、第百六十四条並びに第二

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 であった行政庁とする。 この条において「処分庁」という。)に施行日 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる あったものについての同法による不服申立てに に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると ては、地方分権を推進する観点から検討を加 に規定する第一号法定受託事務については、で

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

必要な措置を講ずるものとする。 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて | 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

号) 抄 則 (平成二三年五月二日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。

則第八条、第十条、第十一条、第十三条、第、第三十七条及び第三十八条の規定並びに附 第三十三条(次号に掲げる改正規定を除く。) 過した日 七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、 十九条、第二十五条、第三十三条及び第四十 条の規定 公布の日から起算して三月を経 第七条、第二十二条、第二十五条、第二十

(政令への委任)

三十六条に規定するもののほか、この法律の施 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 四号)抄 (平成二五年六月一四日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この る経過措置を含む。) は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す

則 (平成二七年六月二四日法律第四

(施行期日)

施行する。